

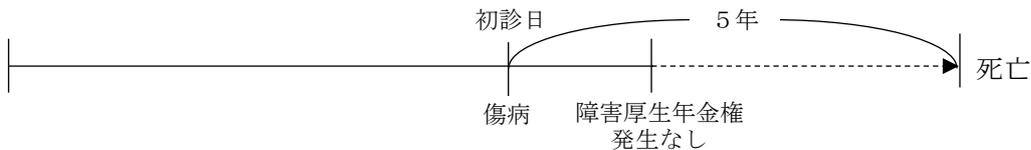
**Q3 遺族厚生年金を受ける権利は、どのような場合に発生するのですか？
また、受給することができる遺族には、どのような人が該当するのですか？**

A3 次のとおりです。

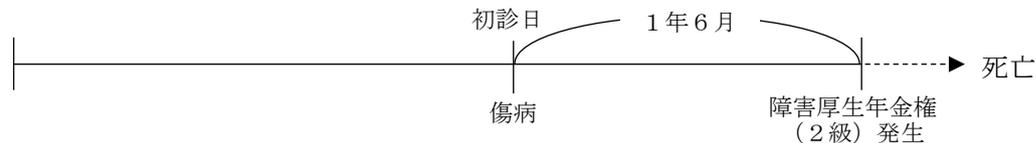
発生するとき（受給要件）

遺族厚生年金は、組合員または組合員であった人が、次の1から4のいずれかに該当したとき、その者の遺族に支給されます。

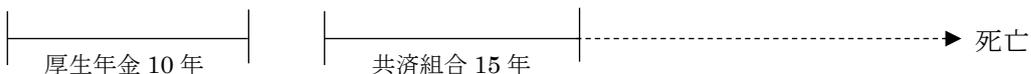
- 1 組合員又は老齢厚生年金の受給権者が死亡したとき
- 2 組合員であった人が、退職後に、組合員であった間に初診日がある傷病により、当該初診日から5年以内に死亡したとき



- 3 障害厚生年金（1級もしくは2級）の受給権者が死亡したとき



- 4 組合員期間等が25年以上ある人が死亡したとき



遺族の範囲

遺族厚生年金を受給できる遺族とは、次の全てを満たす人をいいます。

- ①配偶者、子、父母、孫、祖父母

●それぞれに年齢要件があります。

- ・配偶者のうちの夫、父母、および祖父母は55歳以上の人。
- ・子と孫は、18歳に達する日の属する年度末まで、または20歳未満で障害等級が1級または2級に該当する状態にある場合で、それぞれ配偶者がいない人。

- ②組合員または組合員であった人の死亡当時、その者によって生計を維持していた人

- ③850万円（所得が655.5万円以上に限る）以上の収入を将来にわたって有しない人

<参考>

●遺族の順位は次のとおりです。

（第1順位）配偶者及び子 （第2順位）父母 （第3順位）孫 （第4順位）祖父母

●遺族に該当しても、遺族厚生年金が支給停止になることがあります。

【例】夫、父母、祖父母は60歳になるまで支給停止

●子のいない30歳未満の妻に対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付になります。